

議案第2号

杉並区職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年2月13日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）を次のように改める。

（イ） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「の1歳到達日（）」を「が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（）」に改める。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2第3号中「が1歳6か月に達する日」を「の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第8条第1号中「若しくは出産したことにより」を「又は出産したことにより、」に、「失い、又は第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居」を「失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当」に改め、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第15条第2項中「又は」を「若しくは」に、「より育児時間を承認されている」を「よる育児時間の承認又は勤務時間条例第16条の2第1項、学校教育職

員勤務時間条例第19条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

第2条 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「の子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。）」を加え、同条第2項中「配偶者又は2親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という）」を「要介護者（第16条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ）」に改め、「の子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。）」を加える。

第9条の3の見出し中「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要

介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第16条の2を第16条の3とし、第16条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第16条の2 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第3条 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「の子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）」を加え、同条第2項中「配偶者又は2親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という）を「要介護者（第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ）」に改め、「の子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この

項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。)」を加える。

第11条の2の見出し中「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第18条の2を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第18条の2 教育委員会は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(次項において「介護時間」という。)を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

第4条 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成19年杉並区条例第10号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「の子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項において同じ。)」を加え、同条第2項中「第19条第1項に規定する」を「配偶者又は2親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により」に、「第12条において」を「以下」に、「前項中」を「同項中」に改め、「の子」の次に「(民法(明治29年法律第89

号) 第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第 1 項及び第 3 項並びに第 1 2 条第 1 項及び第 3 項において同じ。)を加え、「第 1 9 条第 1 項に規定する日常生活を営むことに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。)」を「次項に規定する要介護者」に改める。

第 1 1 条の 2 の見出し中「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3 歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第 1 9 条第 1 項中「その配偶者又は 2 親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」を「要介護者」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(介護時間)

第 1 9 条の 2 教育委員会は、職員が申請した場合において、当該職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、1 日の勤務時間の一部について勤務しないこと(次項において「介護時間」という。)を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間における第 1 条の規定

による改正後の杉並区職員の育児休業等に関する条例第2条の2の規定の適用については、同条中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望しているもの」とする。

- 3 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の2第1項及び第2項、第3条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条第1項及び第2項並びに第4条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て、規則又は杉並区教育委員会規則で定める。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、育児休業の対象となる子の範囲を改める等の必要がある。

杉並区職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p><u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ <u>第2条の3第3号</u>に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p><u>(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ <u>次条第3号</u> _____ に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育</p>

する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ 略

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める

する子の1歳到達日（ _____
_____ 当該子について
当該非常勤職員がする育児休業の
期間の末日とされた日が当該子の
1歳到達日後である場合にあって
は、当該末日とされた日）において
育児休業をしている非常勤職員
に限る。）

ウ 略

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める

日とする。

(1)及び(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

日とする。

(1)及び(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア及びイ 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の4 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定

ア及びイ 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の3 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合
に該当すること。

(8) 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合
に該当すること。

(7) 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時

間勤務をいう。以下同じ。)をして
いる職員が産前の休業を始め、又は
出産したことにより、当該育児短
時間勤務の承認が効力を失った後、
当該産前の休業又は出産に係る子が
第3条第1号ア又はイに掲げる場合
に該当

_____することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員
が第11条第1号に掲げる事由に該
当したことにより当該育児短時間勤
務の承認が取り消された後、同号に
規定する承認に係る子が第3条第2
号ア又はイに掲げる場合に該当する
こととなったこと。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(部分休業の承認)

第15条 略

2 勤務時間条例第15条第1項、学校
教育職員勤務時間条例第18条第1項
若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例
第17条第1項の規定による育児時間

間勤務をいう。以下同じ。)をして
いる職員が産前の休業を始め、若し
しくは出産したことにより当該育児短
時間勤務の承認が効力を失い、又は
第11条第1号に掲げる事由に該当
したことにより当該育児短時間勤務
の承認が取り消された後、当該産前
の休業若しくは出産に係る子若しく
は同号の規定による承認に係る子が
死亡し、又は養子縁組等により職員
と別居することとなったこと。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(部分休業の承認)

第15条 略

2 勤務時間条例第15条第1項、学校
教育職員勤務時間条例第18条第1項
又は _____幼稚園教育職員勤務時間条例
第17条第1項の規定により育児時間

の承認又は勤務時間条例第16条の2
 第1項、学校教育職員勤務時間条例第
 19条の2第1項若しくは幼稚園教育
 職員勤務時間条例第18条の2第1項
 の規定による介護時間の承認を受けて
 勤務しない職員に対する部分休業の承
 認については、1日につき2時間から
 当該育児時間又は当該介護時間の承認
 を受けて勤務しない時間を減じた時間
 を超えない範囲内で行うものとする。

を承認されている

 _____職員に対する部分休業の承
 認については、1日につき2時間から
 当該育児時間_____を減じた時間
 _____を超えない範囲内で行うものとする。

第2条による改正（杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部
 改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の 制限） 第9条の2 任命権者は、小学校就学の 始期に達するまでの子（民法（明治2 9年法律第89号）第817条の2第 1項の規定により職員が当該職員との 間における同項に規定する特別養子縁 組の成立について家庭裁判所に請求し た者（当該請求に係る家事審判事件が 裁判所に係属している場合に限る。） であって、当該職員が現に監護するも の、児童福祉法（昭和22年法律第1 64号）第27条第1項第3号の規定 により同法第6条の4第2号に規定す</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の 制限） 第9条の2 任命権者は、小学校就学の 始期に達するまでの子_____</p>

る養子縁組里親である職員に委託され
ている児童その他これらに準ずる者と
して規則で定める者を含む。以下この
項並びに次条第1項及び第3項並びに
第9条の4第1項及び第3項において
同じ。)のある職員(職員の配偶者
(届出をしないが事実上婚姻関係と同
様の事情にある者を含む。以下同
じ。))で当該子の親であるものが、深
夜(午後10時から翌日の午前5時ま
での間をいう。以下同じ。)において
常態として当該子を養育することがで
きるものとして規則で定める者に該当
する場合における当該職員を除く。)
が当該子を養育するために請求した場
合には、職務に支障がある場合を除
き、深夜における勤務をさせてはなら
ない。

- 2 前項の規定は、要介護者(第16条
第1項に規定する日常生活を営むこと
に支障がある者をいう。以下同じ
_____。)を介護
する職員について準用する。この場合
において、前項中「小学校就学の始期
に達するまでの子(民法(明治29年
法律第89号)第817条の2第1項
の規定により職員が当該職員との間に
おける同項に規定する特別養子縁組の
成立について家庭裁判所に請求した者

_____のある職員(職員の配偶者
(届出をしないが事実上婚姻関係と同
様の事情にある者を含む。以下同
じ。))で当該子の親であるものが、深
夜(午後10時から翌日の午前5時ま
での間をいう。以下同じ。)において
常態として当該子を養育することがで
きるものとして規則で定める者に該当
する場合における当該職員を除く。)
が当該子を養育するために請求した場
合には、職務に支障がある場合を除
き、深夜における勤務をさせてはなら
ない。

- 2 前項の規定は、配偶者又は2親等以
内の親族で負傷、疾病又は老齢により
日常生活を営むことに支障がある者
(以下「要介護者」という。)を介護
する職員について準用する。この場合
において、前項中「小学校就学の始期
に達するまでの子_____

(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

(3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

_____のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

(3歳に満たない子の育児_____を行う職員の超過勤務の制限)

第9条の3 略

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(介護時間)

第16条の2 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(組合休暇)

第16条の3 略

第9条の3 略

2 前項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児_____を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(組合休暇)

第16条の2 略

第3条による改正（杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例 | 旧 条 例

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合に

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子_____のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合に

おける当該職員を除く。)が当該子を
養育するために請求した場合には、職
務に支障がある場合を除き、深夜にお
ける勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、要介護者（第18条
第1項に規定する日常生活を営むこと
に支障がある者をいう。以下同じ
_____。）を介護
する職員について準用する。この場合
において、前項中「小学校就学の始期
に達するまでの子（民法（明治29年
法律第89号）第817条の2第1項
の規定により職員が当該職員との間に
おける同項に規定する特別養子縁組の
成立について家庭裁判所に請求した者
（当該請求に係る家事審判事件が裁判
所に係属している場合に限る。）であ
って、当該職員が現に監護するもの、
児童福祉法（昭和22年法律第164
号）第27条第1項第3号の規定によ
り同法第6条の4第2号に規定する養
子縁組里親である職員に委託されてい
る児童その他これらに準ずる者として
教育委員会規則で定める者を含む。以
下この項並びに次条第1項及び第3項
並びに第11条の3第1項及び第3項
において同じ。）のある職員（職員の
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関
係と同様の事情にある者を含む。以下

おける当該職員を除く。)が当該子を
養育するために請求した場合には、職
務に支障がある場合を除き、深夜にお
ける勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、配偶者又は2親等以
内の親族で負傷、疾病又は老齢により
日常生活を営むことに支障がある者
（以下「要介護者」という。）を介護
する職員について準用する。この場合
において、前項中「小学校就学の始期
に達するまでの子_____

_____のある職員（職員の
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関
係と同様の事情にある者を含む。以下

同じ。)で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、教育委員会規則で定めるところにより、要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

(3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第11条の2 略

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(介護時間)

同じ。)で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、教育委員会規則で定めるところにより、要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

(3歳に満たない子の育児_____を行う職員の超過勤務の制限)

第11条の2 略

2 前項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児_____を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

第18条の2 教育委員会は、職員が要
介護者の介護をするため、勤務しない
ことが相当であると認められる場合に
おける休暇として、1日の勤務時間の
一部について勤務しないこと（次項に
おいて「介護時間」という。）を承認
するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必
要な事項は、人事委員会の承認を得
て、教育委員会規則で定める。

(組合休暇)

第18条の3 略

(組合休暇)

第18条の2 略

第4条による改正（杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第1</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子</p>

64号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項において同じ。)を養育する職員

(当該職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜」という。)における勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、配偶者又は2親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所

_____を養育する職員

(当該職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜」という。)における勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、第19条第1項に規定する_____日

日常生活を営むことに支障があるもの(第12条において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子_____

に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項において同じ。）を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者

_____のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

（3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）

第11条の2 略

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合にお

_____を養育する

職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「第19条第1項に規定する日常生活を営むことに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

（3歳に満たない子の育児_____を行う職員の超過勤務の制限）

第11条の2 略

いて、同項中「3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(介護休暇)

第19条 教育委員会は、職員が要介護者

_____の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

(介護時間)

第19条の2 教育委員会は、職員が申請した場合において、当該職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。

2 前項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児_____を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(介護休暇)

第19条 教育委員会は、職員がその配偶者又は2親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに

支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。